

令和4年6月1日

保護者のみなさまへ

安芸太田町教育委員会教育長
(教 育 課)

町内の園所・学校でのマスク着用について

日頃より、園所・学校での新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、このたび、町内の感染状況や厚生労働省及び文部科学省からの通知を踏まえ、5月 日以降当面の間、安芸太田町立保育所・こども園・小中学校におけるマスク着用に関する取扱いを、次のとおり整理いたしました。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 就学児について(小中学校)

○引き続き、基本的な感染対策(「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等)を行います。

○但し、次のような場合は、マスクの着用を求めません。

例えば・・・

- ・離れて行う運動や移動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ・屋外で行う教育活動(自然観察・写生活動等)
- ・個人で行う読書や調べたり考えたりする学習
- ・登下校(スクールバスを除く) など

※なお、グループやペアでの話合いや給食の当番活動などの場面では、引き続き、マスクの着用をお願いいたします。

○熱中症のリスクが高い場合、感染対策を講じてマスクを外すようにします。

2 就学前児について(こども園・保育所)

○3歳未満児には、マスクの着用を求めません。

○3歳児以上(年少組以上)には、室内でのマスクの着用をお願いしますが、次の場合を除きます。

- ・外遊びなど、屋外での活動
- ・体調等、保護者の方から相談を受けた場合

○熱中症のリスクが高い場合、感染対策を講じてマスクを外すようにします。

◇ 各施設や地域の感染状況によっては、取扱いを変更することがあります。